【別紙】映像制作技術スタッフ 個別業務委託合意書

映画・CM・Web動画・MV制作における技術スタッフ（撮影・照明・録音・編集・監督）標準業務委託契約書

項目 (Key Terms)	合意内容 (Agreed Specifications)
委託作品名 (Project Title)	映画 / CM / 配信動画作品名：_____
委託担当業務 (Assigned Role)	☐ 撮影監督(DP) ☐ 照明チーフ(Gaffer) ☐ 録音技師(Sound) ☐ 助監督 ☐ 編集 ☐ その他: _____
拘束日程 (Production Dates)	2026年 ____月 ____日 〜 ____月 ____日（計 ____ 日間拘束）
基本委託報酬額 (Base Fee)	総額￥_____（税抜） / または 1日あたり￥_____（税抜）
超過時間手当 (Overtime Rate)	1日10時間超過時：1時間あたり￥_____（30分単位切り上げ）
機材持ち込み費 (Equipment Rental)	☐ 機材費込み ☐ 別途機材費￥_____（持込機材リスト別添）
交通費・宿泊費 (Travel & Lodging)	☐ 甲が実費全額負担（ロケバス・領収書精算） ☐ 報酬込み
支払期日 (Payment Due Date)	業務完了検収後、翌月末日銀行振込
クレジット表記 (Credit Name)	表記名：_____（所属・英語名併記可）
特記事項 (Special Conditions)	天候予備日設定、食事・ケータリング提供あり、撮影保険加入確認済

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

契約締結日：2026年 ____月 ____日

【発注者（甲）】
所在地：_____
社名 / 制作会社：_____
代表者 / プロデューサー：_____ 印
連絡先 TEL：_____ E-mail：_____

【受注者（乙）】
所在地 / 住所：_____
氏名（屋号）：_____ 印
生年月日：西暦 _____年 ____月 ____日
連絡先 TEL：_____ E-mail：_____
指定振込先口座：_____ 銀行 _____ 支店 (普/当) _____

映像制作業務委託契約書

発注者（以下「甲」という）と、受託者である技術スタッフ（以下「乙」という）とは、甲が企画・制作する映像作品における業務委託に関し、以下のとおり契約（

第1条（目的及び委託業務）

甲は乙に対し、別紙個別合意書に定める映像制作に関する専門業務（撮影・照明・録音・編集・美術・演出補佐等）を委託し、乙はこれを受諾し、善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを遂行する。

第2条（制作期間及び撮影日程）

業務の遂行期間及び撮影拘束日程は、別紙に定めるものとする。天候、機材トラブル等の不可抗力により撮影日程の変更が生じた場合、甲乙協議の上、速やかに代替日程を決定する。

第3条（委託報酬及び支払条件）

1. 甲は乙に対し、本件委託業務の対価として、別紙記載の報酬額（消費税別）を支払う。
2. 支払期日は、業務完了検収日の属する月の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振込送金して支払う（振込手数料は甲の負担とする）。
3. 拘束時間が所定の拘束時間（原則1日10時間拘束、休憩1時間を含む実働9時間）を超過した場合、別紙記載の超過料金を支払う。

第4条（ロケ延期・中止時のキャンセル料）

甲の都合又は天候判断により撮影日程が延期又は中止となった場合、甲は乙に対し以下の基準に基づき補償金を支払うものとする。

・撮影予定日の前々日（2日前）までの通知：委託日当額の30%
・撮影予定日の前日通知：委託日当額の50%
・撮影予定日当日の通知・集合後の中止：委託日当額の100%及び既に発生した実費交通費等全額

第5条（著作権及び権利の帰属）

1. 本業務に基づき乙が制作・撮影した映像・音声等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、乙への報酬完納をもって甲に帰属・移転する。
2. 乙は、本件成果物に関し、甲及び甲の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。ただし、次条に定める実績公開についてはこの限りではない。

第6条（クレジット表記及び実績公開）

1. 甲は、本作品のエンディングロール、公式サイト及び関連告知媒体において、乙の氏名及び担当職種（役職）を適切にクレジット表記する。
2. 乙は、本作品が公開・放映された後、自身のポートフォリオ、ウェブサイト及びSNS等において、自己の制作・撮影実績として本作品のタイトル及び一部映像を無償で公開・掲示することができる。

第7条（機密保持義務 NDA）

甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の営業上・技術上の一切の情報、台本、キャスト情報、撮影現場の未公開素材を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

第8条（安全配慮及び損害賠償）

1. 甲は、撮影現場における安全衛生管理に努め、危険作業を乙に強要してはならない。
2. 乙の故意又は重大な過失によらない撮影用機材の破損については、乙は賠償責任を負わず、甲が加入する撮影保険で対応するものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら又は役員等が反社会的勢力に該当しないこと、及び資金提供その他の関係を有しないことを確約する。

第10条（協議解決及び管轄裁判所）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき甲乙協議の上解決する。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。